

2016年8月10日

各位

会社名 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)
代表者の役職・氏名 会長、社長兼最高経営責任者
窪田 良
(コード番号 4589 東証マザーズ)
問合せ先 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)
日本事務所 ディレクター 須賀川 朋美
(TEL : 03-5789-5872 (代表))
代理人 森・濱田松本法律事務所 棚橋 元
(TEL : 03-5223-7733)

三角合併による日本法人の持株会社化に係る三角合併契約締結 および当社子会社の商号確定に関するお知らせ

失明や視力低下をまねく眼疾患に対する治療、または疾患の進行を遅らせる革新的な治療薬・医療技術の探索および開発に取り組むアキュセラ・インク（米国ワシントン州シアトル市、以下「当社」）は、日本に本社機能を移転させるため、2016年3月28日（米国西海岸夏時間）付取締役会において、三角合併（以下「本三角合併」）を行い、当社普通株式1株に対し、2015年12月に当社の日本における子会社として設立した仮称アキュセラ・ジャパン株式会社（以下「日本持株会社」）の普通株式1株を交付して、日本持株会社を当社の事業を承継する仮称アキュセラ・ノースアメリカ・インク（以下「米国子会社」）の持株会社とすること、および、日本持株会社の普通株式について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）に上場申請することを取締役の全会一致により決議いたしました。2016年8月9日（米国西海岸夏時間）付取締役会において、本三角合併を実施するための合併契約（以下「本三角合併契約」）を締結することを決議し、同日付で締結いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本三角合併契約に基づく本三角合併の効力は、2016年10月18日（米国西海岸夏時間）に開催予定の当社定時株主総会において本三角合併について行使可能な議決権総数の過半数の賛成が得られること、日本持株会社の普通株式について東京証券取引所における上場が承認されること、その他本三角合併契約に定める事項を条件として発生します。

また、当社は、2016年8月9日（米国西海岸夏時間）付取締役会において、本三角合併の効力発生日（2016年12月1日予定）付けで、日本持株会社の商号を「窪田製薬ホールディングス株式会社」に、また、米国子会社の商号を「アキュセラ・インク」に確定する方針を決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1：本三角合併契約の締結

当社は、日本に本社機能を移転させることを目的として、当社を消滅会社とし、米国子会社を存続会社とする本三角合併を実施するため、当社、日本持株会社および米国子会社の間で、大要以下の内容の

本三角合併契約を締結いたしました。なお、本三角合併の内容につきましては、2016年3月29日付で公表した「三角合併による日本法人の持株会社化、内国株式としての上場申請および付属定款の一部変更のお知らせ」も併せてご参照ください。

(1) 本三角合併の方法

当社、日本持株会社および米国子会社は、当社を消滅会社とし、米国子会社を存続会社とする本三角合併を実施し、当社は、本三角合併の効力発生時に、日本持株会社の完全子会社である米国子会社に吸収合併されます。

(2) 本三角合併に係る割当ての内容

本三角合併の対価として、当社株主に対して、当社の普通株式1株につき日本持株会社の普通株式1株が交付されます。

(3) ストック・オプション、制限付株式ユニットおよび制限付株式に関する取扱い

当社が発行しているストック・オプションについては、本三角合併の効力発生時に失効し、日本持株会社は、その保有者に対し、その有する当社のストック・オプションに代えて、主要な点において同等の内容の日本持株会社の新株予約権を発行する予定です。また、当社が発行している制限付株式ユニットについては、本三角合併の効力発生時に失効し、日本持株会社は、その保有者に対し、その有する当社の制限付株式ユニットに代えて、主要な点において同等の条件により日本持株会社の株式を取得することができる行使価額1株あたり1円の新株予約権を発行する予定です。さらに、当社が発行している制限付株式については、他の株式と同様に、本三角合併の効力発生時に消滅し、これに代えて、日本持株会社の株式が交付されますが、制限付株式の保有者は、主要な点においてこれまでと同等の制限に服する予定です。

(4) 本三角合併の当事会社の概要

本三角合併の当事会社である、当社、日本持株会社および米国子会社の概要につきましては、2016年3月29日付で公表した「三角合併による日本法人の持株会社化、内国株式としての上場申請および付属定款の一部変更のお知らせ」をご参照ください。

なお、日本持株会社および米国子会社の商号については、下記2に記載のとおり、本三角合併の効力発生日（2016年12月1日予定）付けで確定する予定です。

また、本三角合併の効力発生に際して、日本持株会社は、(i) 社外取締役3名（浅子信太郎氏（委員長）、三田四郎氏およびロバート・タケウチ氏）により構成される監査委員会、(ii) 社外取締役3名（ロバート・タケウチ氏（委員長）、浅子信太郎氏および中村栄作氏）により構成される報酬委員会、ならびに (iii) 取締役3名（うち社外取締役2名）（窪田良氏（委員長）、三田四郎氏および中村栄作氏）により構成される指名委員会を設置する予定です。

(5) 本三角合併の前提条件

本三角合併の効力発生は、2016年10月18日（米国西海岸夏時間）に開催予定の当社定時株主総会において本三角合併について行使可能な議決権総数の過半数の賛成が得られること、日本持株会社の普通

株式会社について東京証券取引所における上場が承認されること等をその前提条件とします。

(6) 本三角合併契約の締結日

2016年8月9日（米国西海岸夏時間）

(7) 本三角合併の効力発生時

本三角合併は、米国子会社がワシントン州会社法に基づき作成および提出する合併要項（articles of merger）において本三角合併の効力発生時として指定した時に効力を生じます。なお、効力発生日については、2016年12月1日を予定しておりますが、当該日程は、日本持株会社が米国において米国1933年証券法上のフォームS-4に基づき提出予定の登録届出書（Registration Statement）の効力発生の時期、東京証券取引所の審査状況、日本持株会社の株式交付のための実務対応その他の事由により変更することがあります。

なお、東京証券取引所における当社上場廃止日は2016年11月28日を予定しており、日本持株会社上場日は現時点では未定です。確定次第、速やかに開示いたします。

2：当社子会社の商号の確定

当社は、2016年10月18日（米国西海岸夏時間）に開催を予定しております当社の2016年の定時株主総会で本三角合併による日本持株会社の持株会社化が承認されること、および日本持株会社の普通株式について株式会社東京証券取引所における内国会社としての上場が承認されること等を条件として、本三角合併の効力発生日（2016年12月1日予定）付けで、日本持株会社の商号を「窪田製薬ホールディングス株式会社」に、また、米国子会社の商号を「アキュセラ・インク」に確定する方針を決議いたしました。

【本三角合併の効力発生後の商号】

日本持株会社：窪田製薬ホールディングス株式会社

（英語表記：Kubota Pharmaceutical Holdings Co., Ltd.）

米国子会社：アキュセラ・インク

（英語表記：Acucela Inc.）

【理由】

この度の日本持株会社の商号は、「世界から失明を撲滅する」という創業時から変わらぬミッションのもと、世界中の患者様に当社の治療薬および医療技術をお届けするコミットメントを、患者様、株主および投資家、関係者の皆様にお伝えすべく、創業者の名前を商号に採用いたしました。また、米国子会社の商号は、当該米国子会社が現アキュセラ・インクの事業を承継することから、当該商号を採用いたしました。

当社は2002年の創業以来、視覚を脅かす眼疾患撲滅を目標に、より侵襲性の低い治療法の研究開発を手掛けてまいりました。主要パイプラインとして地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性に対する治療薬候補として臨床試験を進めてきた「エミクススタト塩酸塩」は、臨床第2b/3相試験の主要評価項目に

において地図状萎縮病変の進行抑制に統計学的有意差が認められず、有効性が確認できませんでしたが、引き続き、増殖糖尿病網膜症、スターガート病やその他の眼科疾患への適応を推進してまいります。また、白内障や老視（老眼）に対する低侵襲性の薬物療法として「ラノステロール」の研究開発、網膜色素変性症などの遺伝性の網膜変性疾患に対する遺伝子療法として「オプトジェネティクス」の研究開発を手掛けております。

眼科医であり、当社の会長、社長兼最高経営責任者である窪田良博士は、次のように述べています。「眼疾患はアンメット・メディカル・ニーズの高い領域であり、治療法のない疾患が多く、苦しむ患者さんがたくさんおられます。眼科領域に医療革新をもたらすために、自社研究開発の強化として新技術の導入等、パイプライン拡充に向けた取り組みを精力的に行っております。この度、内国会社として上場する方針が決まり、このタイミングで社名を確定するという事は、新たな気持ちでスタートを切ることであります。創業から掲げてきたミッションのもと、私どもの治療薬を1日でも早く患者さんにお届けできることを願い、引き続き社員一丸となって革新的な医療技術開発に邁進してまいります。」

以上

アキュセラ・インク (Acucela Inc.) について

アキュセラは、臨床開発段階の眼科医療ソリューション・カンパニーです。失明や視力低下をまねく眼疾患に対する治療、または疾患の進行を遅らせる革新的な治療薬・医療技術の探索および開発に取り組んでいます。当社独自の視覚サイクルモジュレーション技術に基づく治療薬候補「エミクススタ塩酸塩」の糖尿病網膜症、スターガート病、加齢黄斑変性などの網膜疾患への適応を目指し研究開発を進めております。また、2016年に白内障や老視（老眼）の薬物治療を目的としたラノステロールの研究開発および網膜色素変性症における視機能再生を目指すオプトジェネティクスに基づく遺伝子療法の開発を実施しております。

（ウェブサイト：<http://www.acucela.jp>）

将来の見通しに関する記述に係る免責事項

本公表文には、当社が本三角合併を実行できる可能性に関する記述等、1934年米国証券取引所法 Section 21Eおよび1995年米国私募証券訴訟改革法において定義される将来の見通しに関する記述（forward-looking statements）が含まれています。かかる将来の見通しに関する記述は、典型的には、「予想する」、「見込む」、「期待する」、「予測する」、「企図する」、「計画する」、「目標とする」、「予定する」、「考える」等の用語や、これらに類似の用語・表現を使用して記載されている場合があります。将来の見通しに関する記述は、現時点の予想および仮定に基づくものです。当社はかかる予想及び過程は合理的なものと考えておりますが、これらの予想及び仮定が正確であったと証明される保証はなく、実際の結果は大きく変わることがあります。例えば、(1) 当社が定時株主総会の開催を延期しなければならないこととなる可能性、(2) 当社が本三角合併について必要な株主からの承認を得ることができない可能性、(3) 当社が本三角合併を取りやめる可能性、(4) 本三角合併の実行条件が充足されない可能性、(5) 当社の本社の日本への移転に伴う問題により、会社運営の実効性・効率性が低下する可能性、(6) 本三角合併について想定外の費用、責任または遅延が生じる可能性、(7) 本三角合併を取り巻く不確実性により当社の事業が毀損する可能性、(8) 当社が本三角合併において期待された利益を実現できない可能性、(9) 本三角合併が当社の従業員、供給元、提携先、同業者および投資家等との関係に悪影響を

及ぼす可能性、(10) 本三角合併に対する批判的な報道等により当社の事業や当社の普通株式の株価に悪影響が生じる可能性、(11) 本三角合併により当社および当社の普通株主に対する課税上の悪影響が生じる可能性、ならびに(12) その他の経済、事業または競争上の要素により当社が悪影響を受ける可能性があります。これらに限られません。これらの将来の見通しに関する事項や、当社によって米国証券取引委員会（以下「SEC」）に提出されたフォーム10-Kに基づく年次報告書、フォーム10-Qに基づく四半期報告書その他の書類の「リスク要因」の章に記載された当社の事業に影響を及ぼすその他のリスクおよび不確実性を、アキュセラ・ジャパン株式会社が本三角合併に関して2016年3月30日付でSECに対して提出したフォームS-4（File No. 333-210469）（以下「フォームS-4」）に基づく登録届出書（Registration Statement）の「リスク要因」の章に記載されたリスクおよび不確実性ととも、慎重に考慮していただく必要があります。本公表文に含まれる全ての将来の見通しに関する記述は、本公表文の日付現在において当社により利用可能な情報に基づくものであり、当社はこれらの将来の見通しに関する記述を更新または修正する義務を負いません。当社は将来の見通しに関する記述に含まれている予想は合理的なものと考えておりますが、これらの記述に含まれている将来の結果、業績または出来事および環境が実現されるまたは生じるという保証はなく、実際の結果が将来の見通しに関する記述において期待または示唆されたものと大きく異なる可能性があります。法律上必要となる場合を除き、当社は、新たな情報、今後の事態の進展その他いかなる事由の結果によるものかを問わず、将来の見通しに関する記述を公に更新または修正する義務を負いません。当社についてより十分な情報を得るためには、当社がSECに提出した書類をお読みいただきますようお願いいたします。これらの書類は、SECのウェブサイト（www.sec.gov）のEDGARのページおよび当社のIRウェブサイト（<http://ir.acucela.com/>）のいずれからも閲覧可能です。

追加情報およびその取得場所

本公表は、証券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、または議決権行使もしくは承認の勧誘を構成するものではなく、また、当該法域の証券法に基づき未登録または無資格で行うかかる申込み、勧誘または売付けが違法とされるような法域において証券の売付けを行うものでもありません。本三角合併は、当社の株主の皆様が検討を行うため、株主総会に付議されます。アキュセラ・ジャパン株式会社は、2016年3月30日付でSECに対してフォームS-4を提出しており、当該登録届出書には、アキュセラ・ジャパン株式会社の予備的目論見書や当社の予備的委任勧誘状が含まれています。また、アキュセラ・ジャパン株式会社および当社のそれぞれは、SECに対し、本三角合併に係る関連書類を提出する予定です。最終委任勧誘状・目論見書は、SECによりフォームS-4の効力が発生した旨公表された後に、当社の株主に対して郵送される予定です。委任勧誘状・目論見書（それらの全ての訂正および追補を含みます。）その他SECに提出される関連書類には、アキュセラ・ジャパン株式会社、当社および本三角合併に関する重要な情報が含まれる予定ですので、投資家および株主の皆様におかれましては、入手可能となり次第、これらの書類を注意してお読みいただくようお願いいたします。投資家および株主の皆様は、委任勧誘状・目論見書その他SECに提出される関連書類について、（それらが閲覧可能な状態になった時点で）SECのウェブサイト（www.sec.gov）または当社のIRウェブサイト（ir.acucela.com）から自由にそれらの写しを取得することができます。投資家および株主の皆様は、当社またはアキュセラ・ジャパン株式会社によりSECに提出された報告、届出その他の情報を、ワシントンD.C. 20549、100 F Street, N.E.に所在するSECの公開閲覧室において、閲覧および謄写することもできます。SECの公開閲覧室に関する追加情報については、SECまで電話（電話番号：1-800-SEC-0330）をしていただくか、またはSECのウェブサイトでご確認いただきますようお願いいたします。投資家および株主の皆様は、委任勧誘状・目論見書その他SECに提出される関連書類について、（それらが閲覧可能な状態になった時点で）当社のIR室（Investor Relations）に直接郵送（住所：ワシントン州、シアトル市、セカンド・アベニュー1301、スイート4200）または電話（電話番号：(206) 805-8300）で依頼することにより、無料でそれらの写しを取得することもできます。

委任状勧誘の主体

当社ならびにその取締役および執行役は、本三角合併に関して、当社の株主の皆様からの委任状を勧誘する主体とみなされる可能性があります。当社の取締役および執行役についての情報は、2016年3月11

日にSECに提出された当社のフォーム10-Kに基づくアニュアル・レポートに記載されており、また、フォームS-4ならびに1934年米国証券取引所法（その後の改正を含みます。）に基づきその後取締役および執行役により提出される書類に含まれています。これらの書類は上記の情報源から無料で取得可能です。投資家および株主の皆様は、入手可能となり次第、委任勧誘状・目論見書その他SECに提出される本三角合併に係る関連書類をお読みいただくことにより、当社の取締役および執行役の利害が当社的一般株主の皆様の利害と異なる可能性があることについて、追加情報を取得することができます。